

年末年始の業務案内

施設名・電話番号	12月						1月					
	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	1日(祝)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)
幸手市役所 ☎(43)1111												
天神の湯(ウェルス幸手内) ☎(42)8435												
桜泉園 ☎(48)0331・FAX(48)2226 年末年始は、ごみ量の増加が見込まれるため、ルートを変更して回収する場合があります。決められた集積所に午前8時30分までに出してください。	ごみ収集 し尿 直接持込											
中央公民館・東公民館・西公民館・南公民館・北公民館 中央公民館 ☎(42)5156・FAX(42)5800												
図書館 ☎(42)0169・FAX(44)0536												
アスカル幸手 ☎(48)0048・FAX(48)2828												
ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250・FAX(48)0865	12月22日から2月28日まで休場											
総合公園 陸上グラウンド(トラックのみ)												
ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250 テニスコート												
上吉羽中央公園テニスコート ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250	総合公園テニスコートおよび上吉羽公園テニスコートは、12月30日および1月6日は午後5時以降は使用できません(午前9時から午後5時まででは使用可)。											
神扇グラウンド ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250												
千塚西公園(テニスコート・球場) 海洋センター ☎(48)0220・FAX(48)5178	12月29日～1月3日の鍵の開閉および使用料の領収は、指定管理者ユニシアが行います。事前予約の上、直接現地へお越しください。											
海洋センター ☎(48)0220・FAX(48)5178												
武道館 ☎・FAX(43)0190												
市営釣場神扇池 ☎・FAX(48)2604												
市内循環バス 市民協働課 ☎(43)1111 内線173												
コミュニティセンター ☎(43)9390・FAX(43)9391												
勤労福祉会館 ☎・FAX(43)6455												
児童館 ☎・FAX(43)5521												
老人福祉センター ☎・FAX(47)1126												
東地域包括支援センター ☎(53)6151												
西地域包括支援センター ☎(40)3443												
メモリアルトネ ☎(65)8234	12月31日は友引のためお休みです。また、お通夜はできません。なお、12月31日から1月2日まではお休みですが、午前8時30分から午後5時15分まで予約申込みは可能です。											
火災・救急などの緊急対応 ☎119												
水道のトラブル		⑥・⑩	⑥・⑦	③・⑦	②・⑪	①・④	⑧・⑫	⑤・⑨	⑥・⑩	③・⑦		
12月27日(土)から平成27年1月4日(日)までの期間の水道事故などについては、市内業者による当番制で対応します。 緊急時の水道のトラブルについては、右記の該当業者(日付により異なります)または水道管理課までお電話ください。 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120	① ㈱旭クリエイト ☎(42)0795	② ㈱新井設備 ☎(42)2952	③ ㈱飯島興産 ☎(43)5788	④ ㈱石塚設備 ☎(42)0425	⑤ 木村工業㈱ ☎(42)9335	⑥ ㈱木村設備 ☎(43)3926	⑦ 黒川設備 ☎(42)4651	⑧ 関根設備工業㈱ ☎(42)0087	⑨ 野口水道工業所 ☎(42)0649	⑩ 松本設備 ☎(42)3603	⑪ ㈱溝口設備工業 ☎(42)9266	⑫ ㈱山田設備 ☎(48)1238

※1月5日(月)以降は、通常業務になります。また、ウェルス幸手およびコミュニティセンターに設置している自動交付機については、年末年始の施設の休館日は使用できません。

 = お休み(上記以外の施設については市役所と同じ)

国民健康保険

平成 27 年 1 月から

高額療養費の自己負担限度額の見直し

70 歳未満被保険者の高額療養費の自己負担限度額などが変更になります

同一月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

国の関係法令の改正に伴い、70 歳未満の被保険者の自己負担限度額の所得区分について、平成 27 年 1 月診療分から現在の 3 区分から 5 区分へ変更になります(70 歳以上の被保険者の自己負担限度額は変更ありません)。

■ 平成 26 年 12 月以前診療分

区分/所得要件	自己負担限度額
上位所得 A 旧ただし書所得(※1) 600 万円超	150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1% ＜多数該当(※2) 83,400 円＞
一般 B 旧ただし書所得 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% ＜多数該当 44,400 円＞
低所得 C 住民税非課税	35,400 円 ＜多数該当 24,600 円＞

(※1) 旧ただし書所得… 総所得金額等から基礎控除額(33 万円)を差し引いた額

(※2) 多数該当…………… 過去 12 か月のうち高額療養費が 4 回以上該当した場合

■ 平成 27 年 1 月以降診療分

区分/所得要件	自己負担限度額
ア 旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% ＜多数該当 140,100 円＞
イ 旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% ＜多数該当 93,000 円＞
ウ 旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% ＜多数該当 44,400 円＞
エ 旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円 ＜多数該当 44,400 円＞
オ 住民税非課税	35,400 円 ＜多数該当 24,600 円＞

＜限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新＞

今回の変更に伴い、70 歳未満の被保険者の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分が変更になります。

現在、上記の認定証(有効期限/平成 26 年 12 月 31 日)の交付を受けている被保険者には、12 月中旬に世帯主あてに変更後の認定証を郵送しますので、ご確認ください。

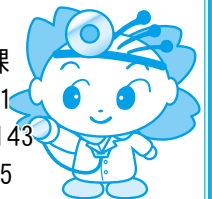
問合せ

保険年金課

☎(43) 1111

内線 142、143

FAX(43) 1125



○工藤

優喜

(権現堂川小 6 年)



○大久保

孟

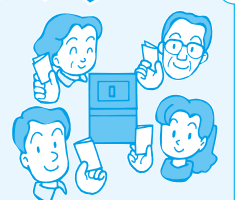
(権現堂川小 6 年)

明るい選挙 啓発ポスター

明るく正しい選挙の大切さを伝える「明るい選挙啓発ポスター」の幸手市入選作品を紹介しします(敬称略・50 音順)。

問合せ 選挙管理委員会

☎(43) 1111 内線 513・FAX(44) 0485



12 月 16 日(火)～22 日(月)に
全応募作品を市役所本庁舎
1 階ロビーに展示します。



○藤沼

美夏

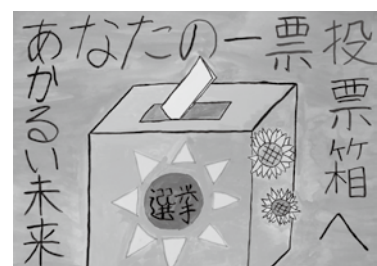
(幸手小 6 年)



○堂本

佳宏

(幸手小 2 年)



○鈴木

彩夏

(さくら小 5 年)